

### III. 高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業

#### 1. コンセプト

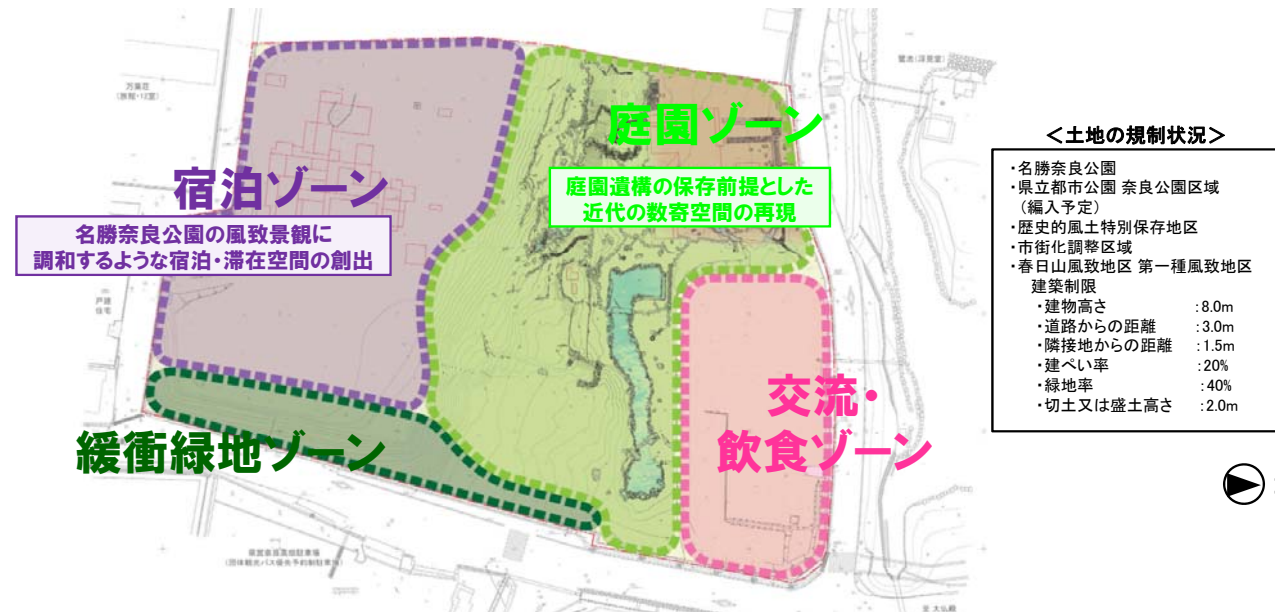
##### (1) 目的

- ・ 「奈良公園基本戦略」に基づき、“世界に誇る奈良公園”の一画として、国指定名勝にふさわしい環境の維持・向上を図る。
- ・ このため、奈良公園にふさわしい歴史と文化の香りが漂う「大正期作庭の庭園の復元し、一般の方々に開放する」とともに、「敷地内の一部に名勝指定当時を偲ばせる宿泊施設の整備」に取り組む。

##### (2) 保存管理・活用のコンセプト

#### 「日本が誇る庭園文化・茶の湯文化を感じることのできる場の再興」

- ・ 高畑町裁判所跡地が有する、日本を代表する茶道家・小説家・芸術家等が茶の湯とともに交流を育んだ別荘地としての学術的・芸術的価値の維持・向上を図る。



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

### Ⅲ. 高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業

#### 2. 各ゾーンの整備の進め方

ゾーン	整備の進め方
庭園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>• 県が整備計画を検討</li><li>• 整備計画に基づき、県が工事を実施</li></ul>
緩衝緑地ゾーン	
宿泊ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>• 都市公園法5条の設置管理許可に基づき、民間事業者を公募し、整備計画を検討</li><li>• 整備計画に基づき、民間事業者が工事を実施</li></ul>
交流・飲食ゾーン	

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

### Ⅲ. 高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業

#### 3. 整備により維持・向上する高畑町裁判所跡地の価値

高畑町裁判所跡地の価値を構成する主要素	事業により維持・向上する価値
①庭園遺構	<ul style="list-style-type: none"><li>大正期に造られた旧山口家南都別邸庭園及び茶室の再現</li></ul>
②地形・地割	<ul style="list-style-type: none"><li>瑜伽山に位置し、庭園遺構にも活かされている起伏のある地形の維持管理</li><li>高畑町裁判所跡地の成り立ちや土地利用の変遷を伝える地割の維持管理</li></ul>
③風致林	<ul style="list-style-type: none"><li>枯死木の伐採や竹林の管理により、瑜伽山等の風致林、鷺池等と一体となった樹木の維持管理</li></ul>
④興福寺子院松林院の遺構	<ul style="list-style-type: none"><li>埋蔵文化財である興福寺子院松林院跡の現地保存</li></ul>

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

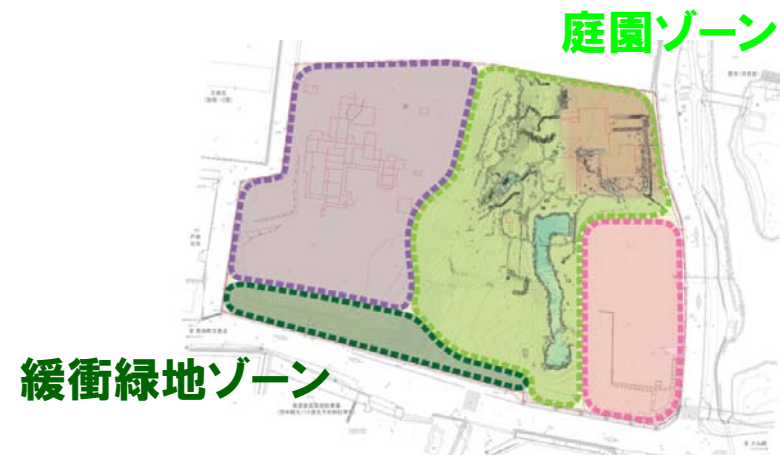
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

## IV. 庭園ゾーン及び緩衝緑地ゾーンの整備内容

---

---

### IV-1. 庭園遺構の再現



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

# IV-1. 庭園遺構の再現

## 1. 庭園遺構の再現

### 流れの復元

護岸石積み復元、底打ち直し等

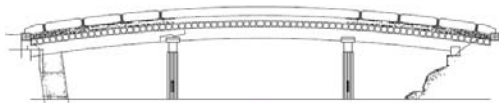
### 大滝の復旧

底打ち直し、給水設備整備等

### 石積み擁壁積み直し

建築基準法に準拠した構造に改修した上で石積みを復元

### 土橋の復元



立面図

### 灯籠据え直し

転倒防止対策を行った上で据え直し

### 池護岸の復元

土砂が流出している箇所に石積みを復元

### 池の浚渫

池底に堆積した泥の撤去

### 【敷地全体】

### 石材類の据え直し

石畳、階段、石積み等の復旧据え直し



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

# IV-1. 庭園遺構の再現

## 2. 植栽

### (1) 毎木調査結果 (2015年12月～2016年6月)

- 調査結果、下表に示すとおり現存木1,052本、枯死木58本の合計1,110本の植栽木が確認された。

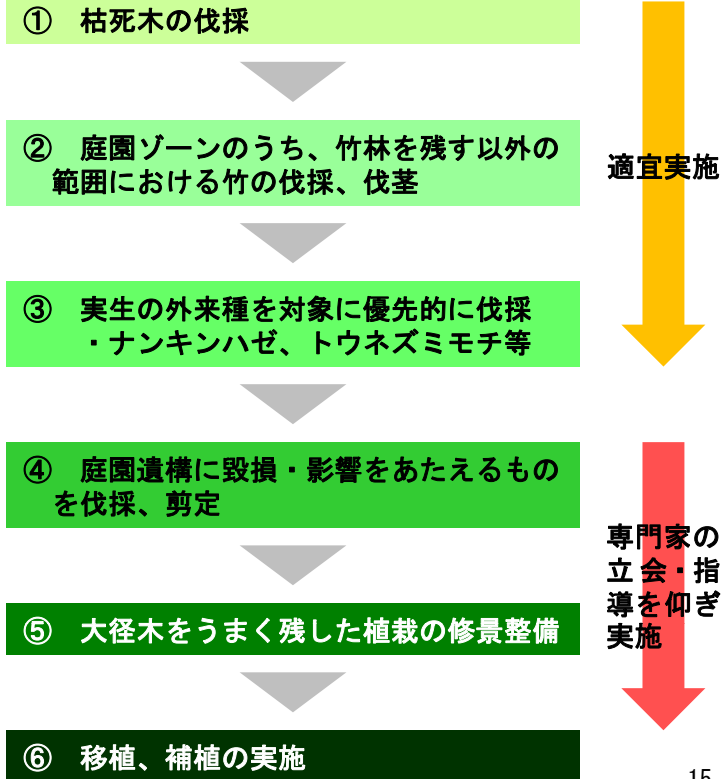
「植栽樹種別確認本数一覧」

種名	現存本数	枯死本数	種名	現存本数	枯死本数
アオギリ	9		シュロ	18	
アカマツ	1		シラカシ	6	
アカメガシワ	4		シロダモ	1	
アセビ	10	2	スズリユウヒバ	2	
アラカシ	158	1	スギ	8	3
イスノキ	1		ダイオウグミ	1	
イヌガシ	24		タイサンボク	2	
イヌザクラ	1		タチカンツバキ	1	
イヌシデ	1		不明	3	
イヌツゲ	1		ツクバネガシ	7	
イヌマキ	162	7	ツブラジイ	1	
イロハモミジ	111		ツルグミ	1	
ウバメガシ	15		トウネズミモチ	10	
ウメ	2		ナギ	4	
ウラジログシ	1		ナナミノキ	4	
エゴノキ	1		ナワシログミ	1	
エノキ	46		ナンキンハゼ	57	1
カイヅカイブキ	13		ナンテン	5	
カキノキ	5		ネズミモチ	20	
カゴノキ	2		ハゼノキ	7	
カナメモチ	8		ヒサカキ	10	
カラスザンショウ	1		ヒノキ	2	
キョウチクトウ	1		ヒヨドリツツジ(オオムラサキ)	15	
キンモクセイ	11		フジ	37	
クスノキ	32		ミツバアケビ	1	
クチナシ	1		ムクノキ	12	
クマノミズキ	1		ムラサキシキブ	2	
クロガネモチ	19		モチノキ	13	
ケヤキ	31		モッコク	2	
コナラ	1		モミ	1	
サカキ	4		ヤブツバキ	39	
サクラsp.	0	2	ヤマザクラ	1	
サザンカ	75		ヤマモモ	1	
サルスベリ	1		ユズ	1	
シダレヤナギ	1		不明	1	42
			総計	1052	58

### 植栽整備の方針について

- 毎木調査等の結果から、名勝奈良公園における庭園の保存管理・活用の観点から計画地の植栽整備の方針を以下のとおりとする。

「植栽整備の実施フロー」

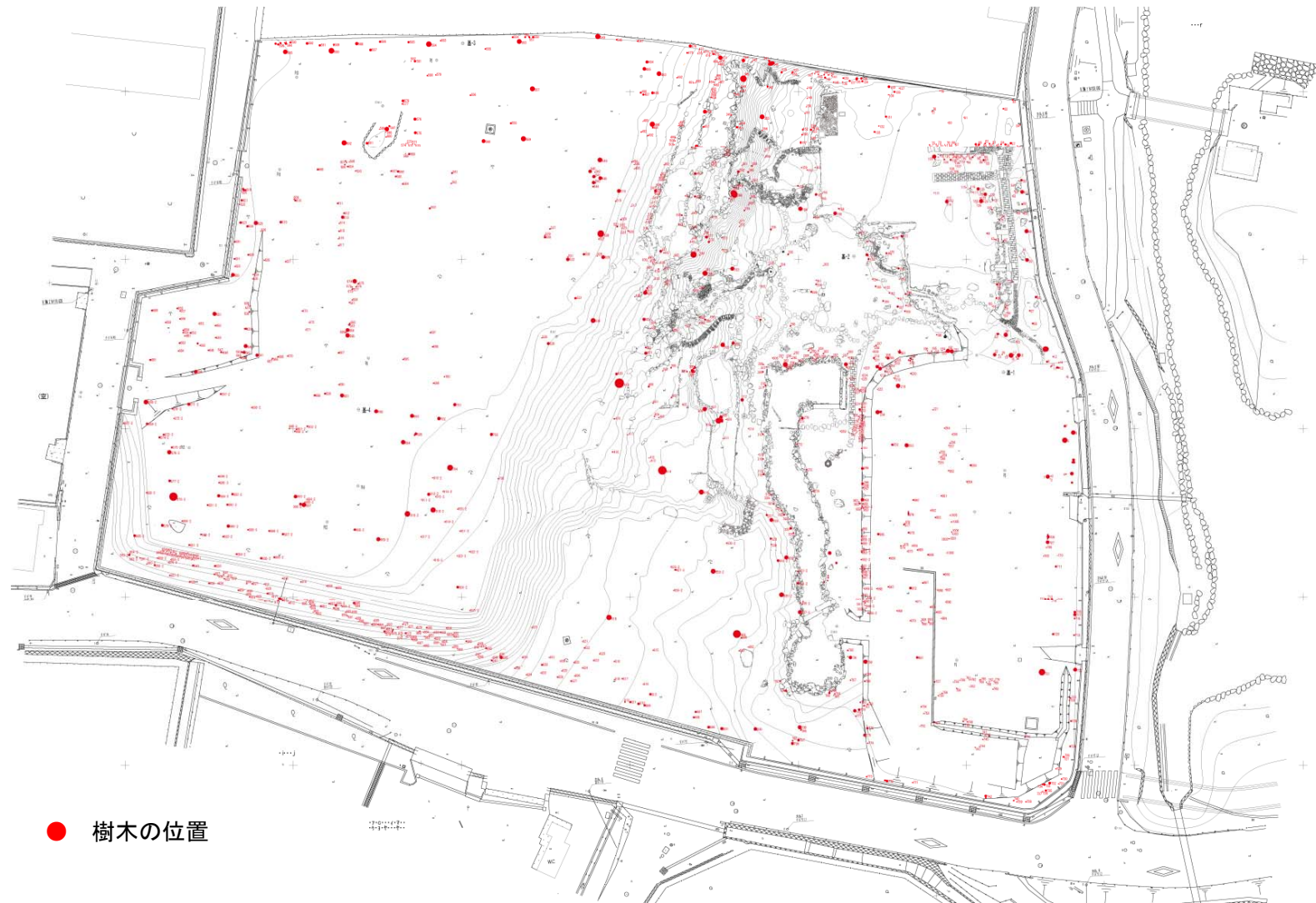


※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。  
 ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

# IV-1. 庭園遺構の再現

## 2. 植栽

### (1) 毎木調査の結果 樹木位置図

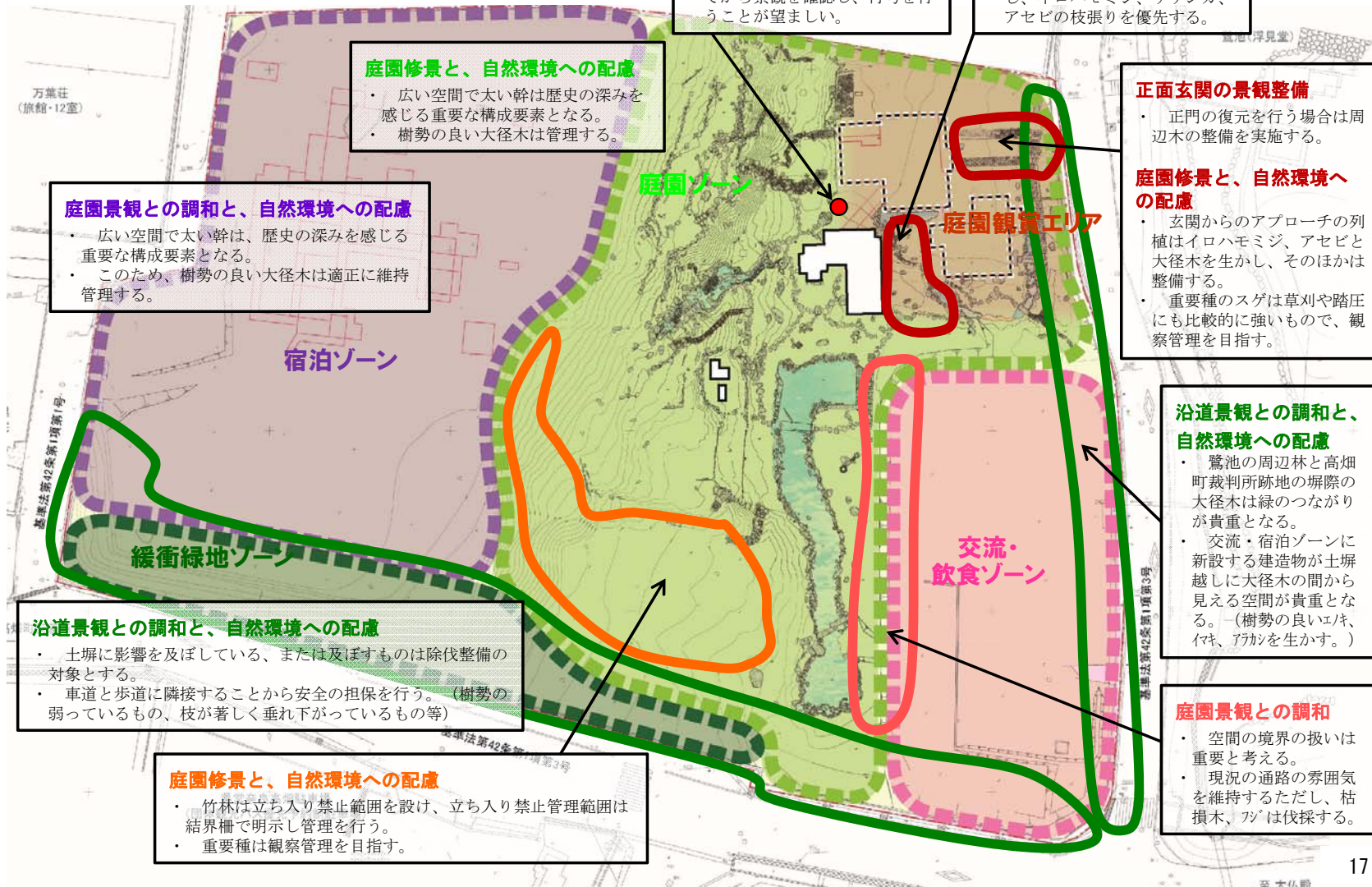


※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。  
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

# IV-1. 庭園遺構の再現

## 2. 植栽

### (2) 各ゾーンの植栽整備の方針













※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。  
 ※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。



## IV-1. 庭園遺構の再現

### 3. 園路、照明等

 園路	 フットライト
 屋敷跡平面表示	 投光器
 手すり	 光悦寺垣
 ロープ柵	 滝用ポンプ設備
 公園灯	 排水側溝

#### 園路

- ・ メイン動線及びバリアフリー対応動線の舗装整備

#### 屋敷跡平面表示

- ・ 屋敷跡範囲を縁取り、当時の屋敷規模の表示

#### 手すり

- ・ メイン動線のうち、高低差がある箇所に設置

#### ロープ柵

- ・ 特に進入を抑制する範囲、危険を喚起する範囲に設置

#### 公園灯

- ・ 出入り口部に設置

#### フットライト

- ・ メイン動線沿いに設置

#### 投光器

- ・ 滝、待合・雪隠周辺をライトアップする投光器を設置

#### 光悦寺垣

- ・ 侵入防止対策

#### 滝用ポンプ設備

- ・ 井戸から集水し、大滝に水を流す設備の整備

#### 排水側溝

- ・ 雨水を集水し、池側へ排水



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

## IV-1. 庭園遺構の再現

### 3. 園路、照明等

#### (1) 動線の考え方

##### メイン動線







- ・ 舗装し、メイン動線として歩きやすさを求める
- ・ 茶室周辺他石畳等が残る範囲については、基本的には据え直しを行うのみとする

##### サブ動線

- ・ 健常者が自由に通行できるルート

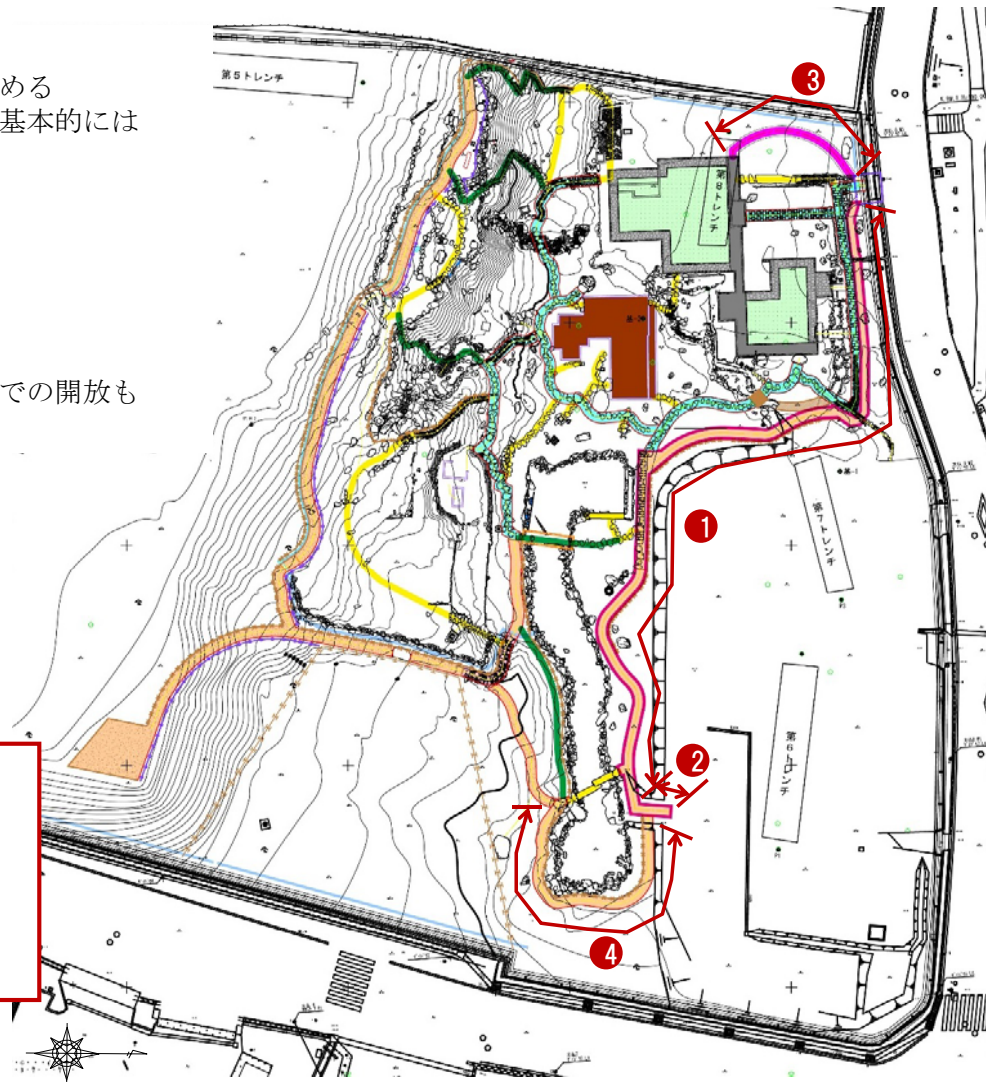
##### 修景動線

- ・ 庭園の景色として必要な石段や橋等を指す
- ・ 普段は立ち入り禁止とするが、イベント等での開放も考える

-  メイン動線
-  メイン動線(舗装)
-  メイン動線(バリアフリー対応)
-  サブ動線
-  修景動線
-  車椅子ルート

#### 基本計画から追加したルート

- ①バリアフリールートの確保
- ②交流ゾーンとの連絡口の確保
- ③屋敷跡表示エリアへの車椅子ルートの確保
- ④東側から園地全景を望む視点場の確保

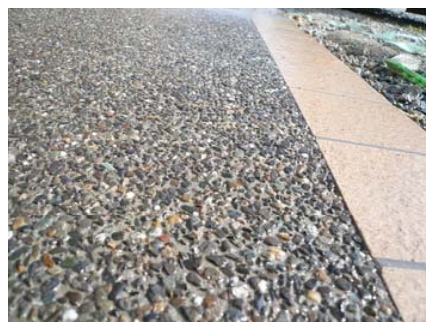
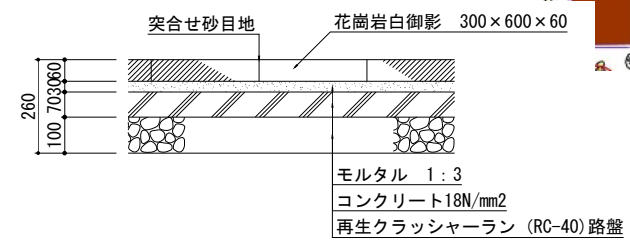
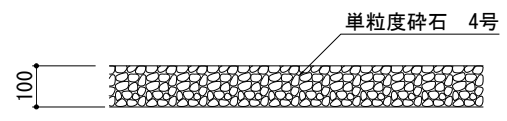
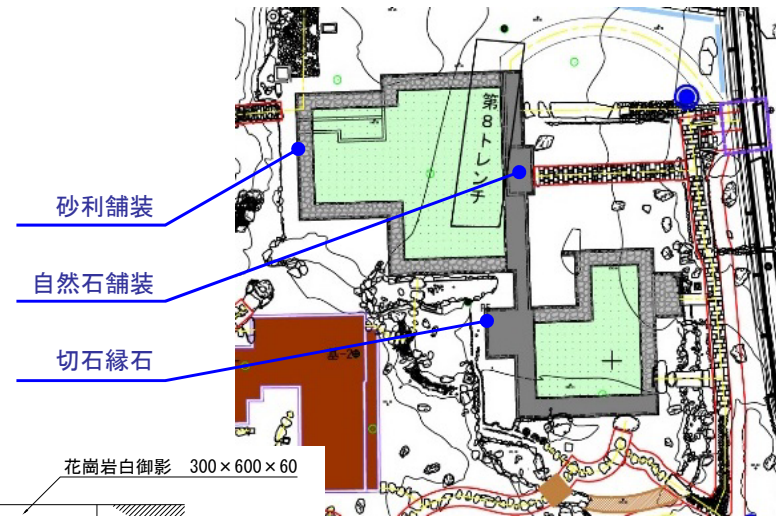


# IV-1. 庭園遺構の再現

## 3. 園路、照明等

### (2) 屋敷跡平面表示

- 屋敷跡の範囲を平面表示する
- 一部は車いすが通行できるように整備する
- 中央部は芝生とし、イベント等にも活用できる空間とする



砂利舗装



自然石舗装



切石縁石

※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。  
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

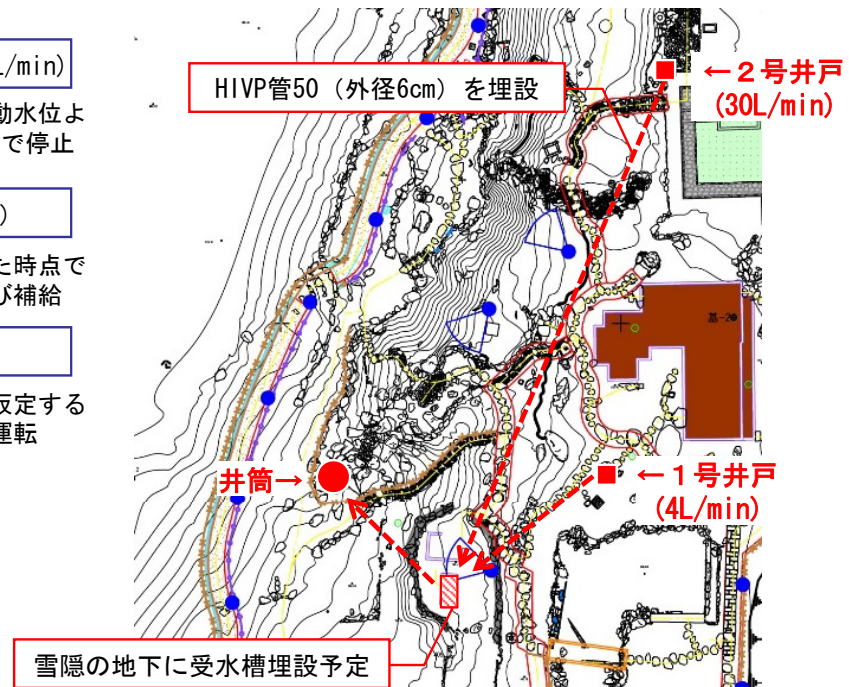
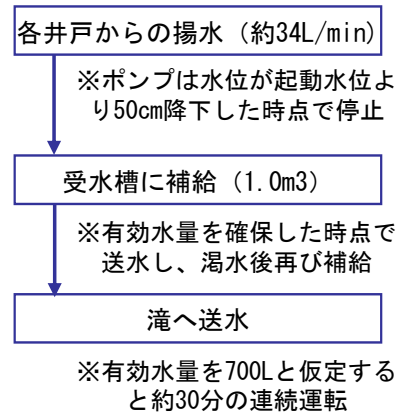
## IV-1. 庭園遺構の再現

### 4. 水景の再現

- 庭園遺構を特徴づけている「高低差を巧みに利用した滝石組みの水景」を再現するため、水利の整備を行う
- 揚水試験実施結果より60～90L/minの流量を確保する
- 受水槽に補給し、有効水量を確保した時点で送水する



揚水試験の様子 (60L/min)

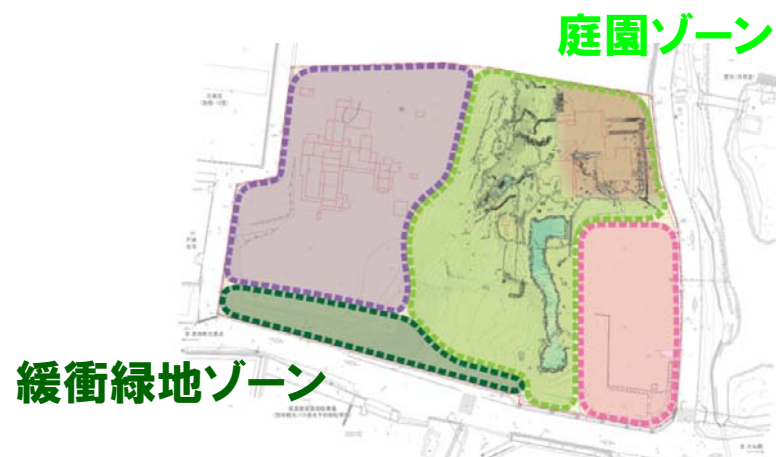


## IV. 庭園ゾーン及び緩衝緑地ゾーンの整備内容

---

---

### IV-2. 茶室等の再現



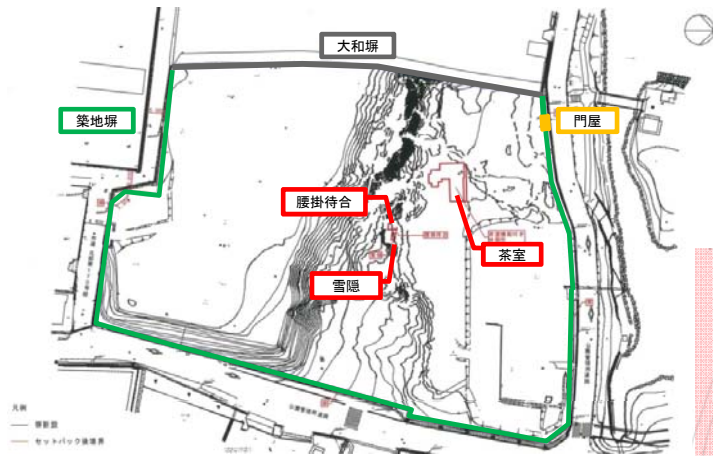
※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

## IV-2. 茶室等の再現

### 1. コンセプトを踏まえた考え方

- 高畑町裁判所跡地には、近代数奇者の庭園遺構が残っている。この庭園遺構は、大正期に山口家南都別邸の一部として、茶室等の建物が整備されていた形跡が発掘調査等により発見されており、学術的・芸術的にも価値が高いものである。
- この庭園遺構の再整備を図るため、「腰掛待合」、「雪隠」、「茶室」、「門屋」及び「塀」の建築を実施する。



配置図

#### 腰掛待合

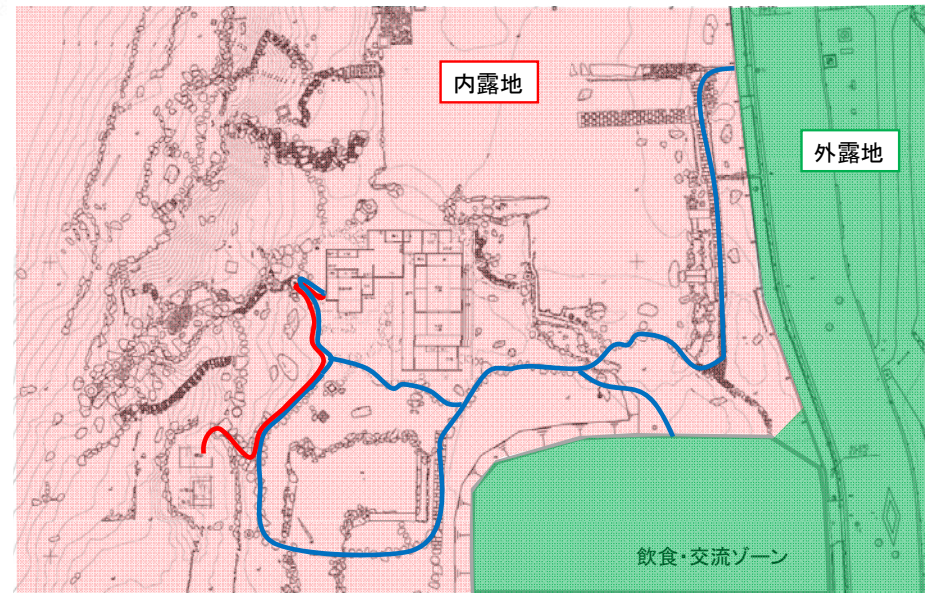
- 初座と後座の合間（中立）に、客人が待機するための建物。

#### 雪隠（砂雪隠）

- 内露地に設ける便所を砂雪隠という。装飾用であり便所として使用することはできない。

#### 茶庭（露地）の構成

- 茶庭（露地）は中門（猿戸）を境に「内露地」と「外露地」に分ける「二重露地」という構成が一般的であり、今回は庭園ゾーンを「内露地」と考え整備を行う。



—— 初座までの客人の動線

—— 中立の客人の動線

## IV-2. 茶室等の再現

### 1. コンセプトを踏まえた考え方

- 山口家当主は、藪内宗延を中心とした篠園会の会員として輪番制の茶会を催す等、茶家「藪内家」と交流があり、庭園調査により推測された腰掛待合の形状も「藪内家燕庵」の腰掛待合と酷似していることから、「藪内家燕庵」を参考に色彩及び屋根形状等の選定を行う。

#### 「藪内家燕庵」

- 京都府下京区にある、藪内家を代表する茶室
- 腰掛待合は割腰掛（L型の形状）
- 屋根形状は、腰掛待合、雪隠共に招き屋根である
- 腰掛待合、雪隠及び茶室の配置や建物規模は、その記録が残る奈良家庭裁判所分室時代の位置図及び現存する沓脱石等の庭石から、当時の姿を推測し、再現する。
- 意匠は、山口家南都別邸時代の古写真から推測し、維持管理性を考慮した上で、施工・品質管理が可能な材料及び工法を選定して、可能な限り再現する。



燕庵 茶室と腰掛待合



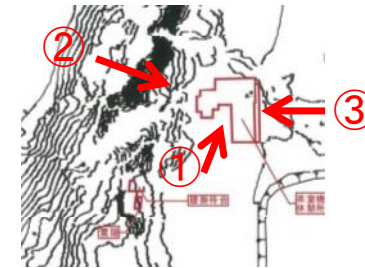
奈良家庭裁判所  
分室時代の位置図



山口家南都別邸時代の古写真

## IV-2. 茶室等の再現

### 2. 建築計画概要

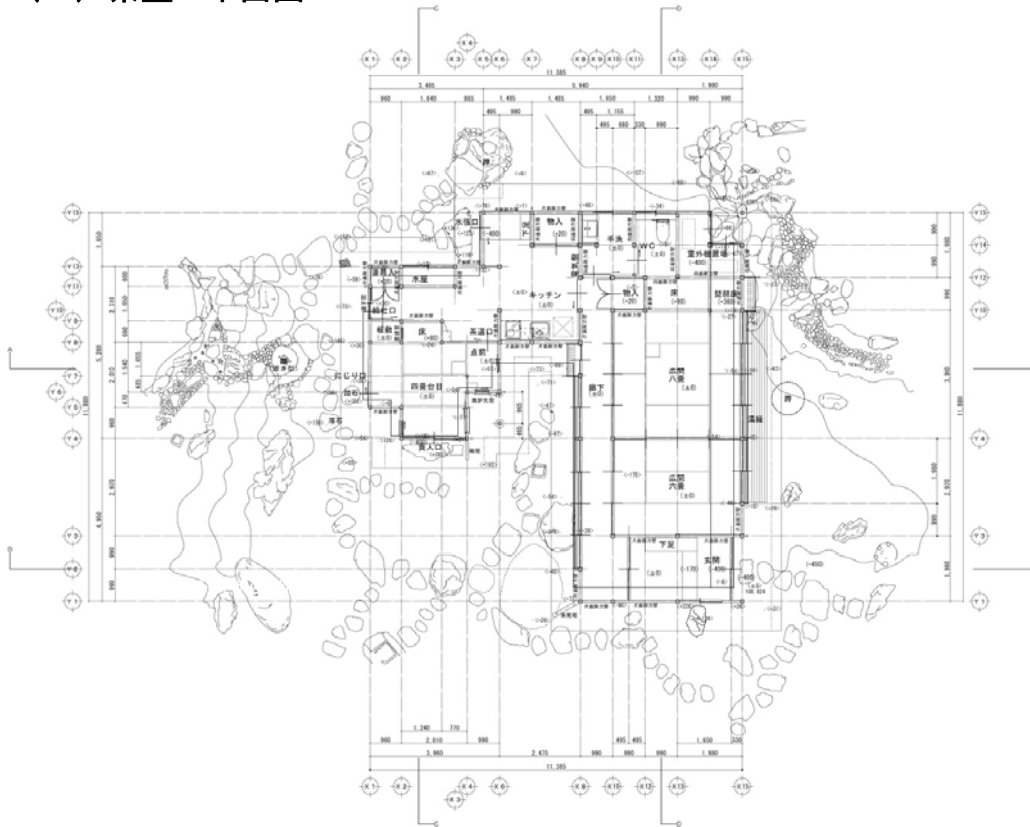




## IV-2. 茶室等の再現

### 2. 建築計画概要

#### (1) 茶室 平面図



- 茶室 ・ 木造 平屋建
- ・ 建築面積：91.78㎡ 床面積：86.36㎡
- ・ 小間：4畳台目、広間：八畳及び六畳



小間

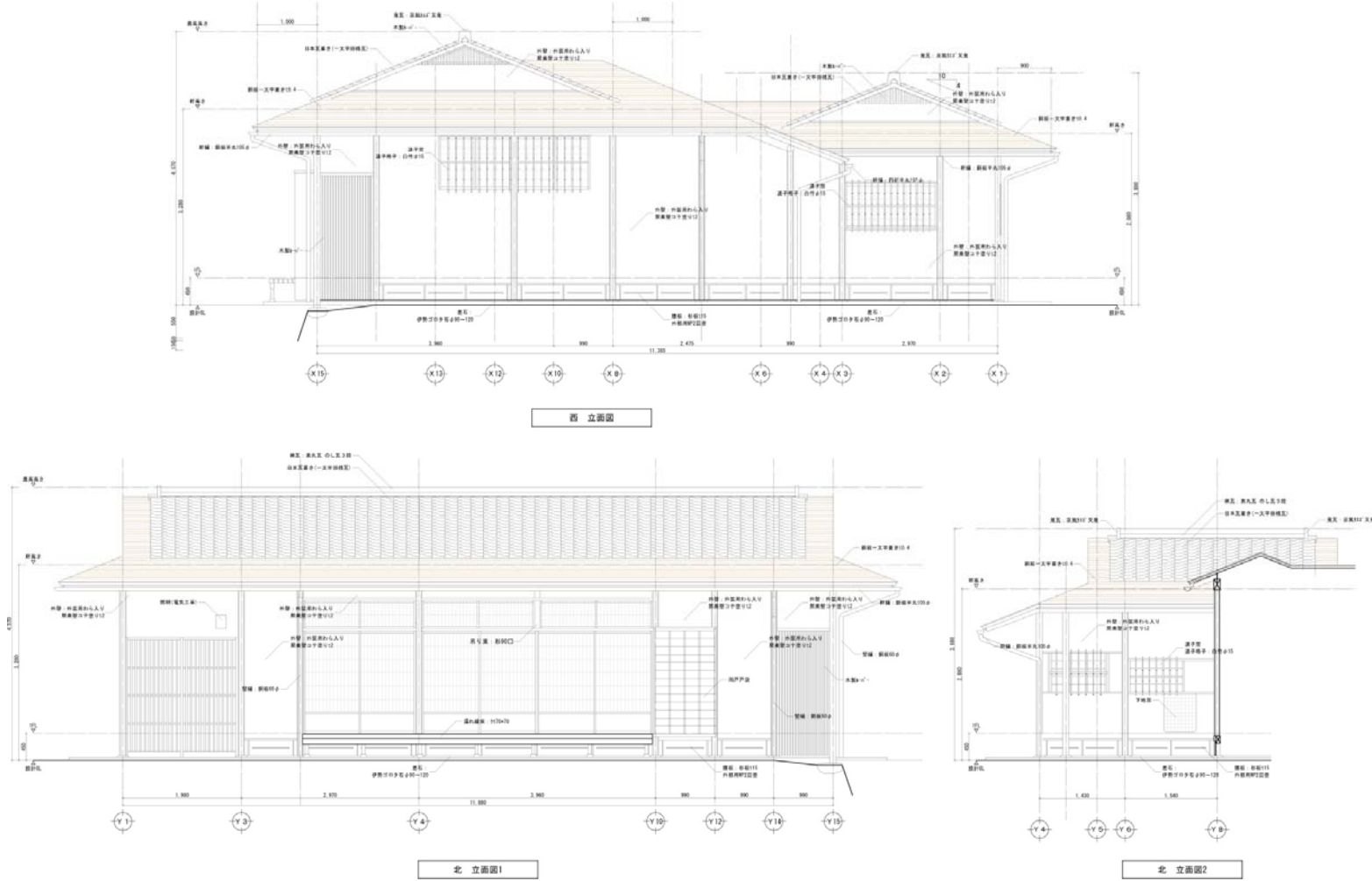


広間八畳

# IV-2. 茶室等の再現

## 2. 建築計画概要

### (2) 茶室 立面図

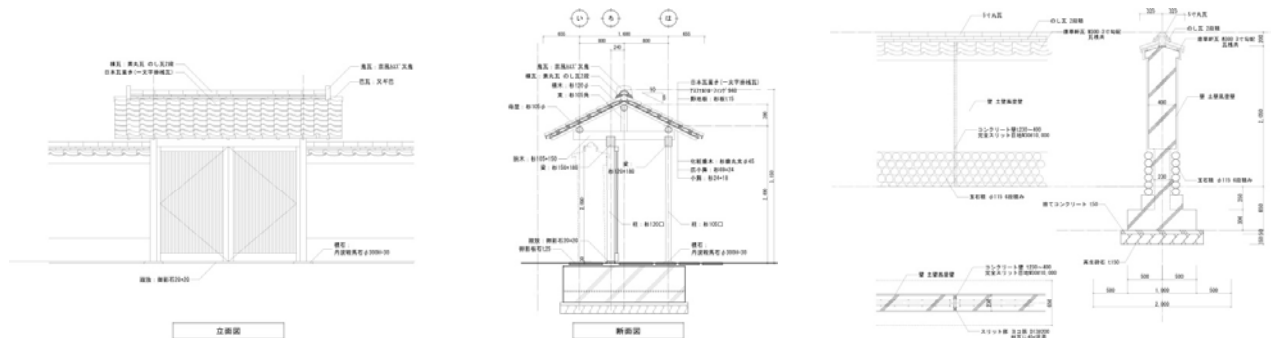


※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。  
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

## IV-2. 茶室等の再現

### 2. 建築計画概要

#### (3) 門塀



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。  
※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。

## V. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容

---

### V-2. 宿泊ゾーン及び交流・飲食ゾーンの整備内容



※1 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

※2 本資料の整備内容は、募集要項に基づいたものであり、事業実施については協議の上、変更となる可能性があります。